

資料4-4 本別町防災会議運営規程（昭和38年8月13日防災会議議決）

改正 平成19年4月1日

（趣旨）

第1条 本別町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び本別町防災会議条例（昭和37年条例第21号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である本別町副町長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

（議事）

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

（常任幹事）

第5条 幹事のうち若干人を常任幹事とする。

2 常任幹事は会長が指名し常任幹事会を構成する。

（委員の異動報告）

第6条 本別町防災会議条例第3条第5項第1号、第2号、第3号及び第7号の委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職氏名、異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、常任幹事会の運営等に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。